

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 平成二十年九月償還分抽せん銘柄等の告示 (財政課) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部振興) 一
- (東部振興) 二
- (県央振興) 二
- (川越比企振興東松山事務所) 二
- (北部振興) 三
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 三
- 大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課) 三
- () 四
- 加須都市計画用途地域の変更 (都市計画課) 四
- 毛呂山・越生都市計画用途地域の変更 () 四
- 毛呂山・越生都市計画道路の変更 () 四
- 行田都市計画道路の変更 () 四

- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更 (建築指導課) 五
- () 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 () 五
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始 (秩父県土) 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 五
- 公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表 (選管委) 六
- 埼玉県教育委員会規則第四十二号中訂正 (教委・総務課) 九

告示

埼玉県告示第九百四十七号

埼玉県公債の平成二十年九月の定時償還について、次のとおり抽せんする。
平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 銘柄、償還期日及び償還額

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)
10/半	20.9.23	96,000
10/入	20.9.23	13,806

二 抽せん日時

平成二十年七月十六日

三 抽せん場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

四 抽せん方法

(株)埼玉りそな銀行県庁支店
せん札抽せん

埼玉県告示第九百四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請の日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十五日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人暮らしネット・

えん

三 代表者の氏名
小島 美里

四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市石神二丁目一番四号

五 定款に記載された目的

この会は、高齢者・障がい者の支援
事業、調査活動、学習会、文化活動等
の活動を通じて、高齢になっても、障
がいがあっても、おとなも、子どもも
共に生きる地域社会をつくることを目
的とします。

埼玉県告示第九百四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第二十五条第四項の規定により
定款の変更の認証を受けようとする特定
非営利活動法人から、次のとおり申請書
が提出されたので、同条第五項において
準用する同法第十条第二項の規定により
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並
びに当該定款の変更の日の属する事業年
度及び翌事業年度の事業計画書及び収支
予算書を申請のあった日から二月間、県

民生生活部NPO活動推進課及び埼玉県東
部地域振興センターにおいて備え置く方
法並びにインターネットを利用してする方法
(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦
覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障害者若草クラ
ブ

三 代表者の氏名
濱本 親男

四 主たる事務所の所在地
埼玉県八潮市八潮六丁目六一一田村
ハイツ二〇五

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、障害者に対
し自立と社会参加の支援を行い、福祉
に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、障害者高齢
者等に対し自立と社会参加の支援を行
い、福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第二十五条第四項の規定により
定款の変更の認証を受けようとする特定
非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において
準用する同法第十条第二項の規定により
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並
びに当該定款の変更の日の属する事業年
度及び翌事業年度の事業計画書及び収支
予算書を申請のあった日から二月間、県
民生生活部NPO活動推進課及び埼玉県東
部地域振興センターにおいて備え置く方
法並びにインターネットを利用して方法
(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦
覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エリアマネジメ
ント北鴻巣

三 代表者の氏名
木村 忠彦

四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市箕田五一七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、まちなみ景観の維持管
理・運営を通して、持続可能なまちづ
くり、地域の文化芸術の振興・まちな
み環境の保全・地域の安全・地域経済
の発展を促し、周辺地域も含めた地域
全体の永続的な発展に寄与する事を目
的とする。

埼玉県告示第九百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第二十五条第四項の規定により
定款の変更の認証を受けようとする特定
非営利活動法人から、次のとおり申請書
が提出されたので、同条第五項において
準用する同法第十条第二項の規定により
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並
びに当該定款の変更の日の属する事業年
度及び翌事業年度の事業計画書及び収支
予算書を申請のあった日から二月間、県
民生生活部NPO活動推進課及び埼玉県川
越比企地域振興センター東松山事務所に
おいて備え置く方法並びにインターネッ
トを利用して方法(埼玉県NPO情報ス
テーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はあとびいと

三 代表者の氏名
田母神 由美

四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡ときがわ町大字別所字
悪戸四三番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、まちなみ景観の維持管
理・運営を通して、持続可能なまちづ
くり、地域の文化芸術の振興・まちな
み環境の保全・地域の安全・地域経済
の発展を促し、周辺地域も含めた地域
全体の永続的な発展に寄与する事を目
的とする。

(変更前)この法人は高齢者、障害者の方に対し、居宅介護事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

2 この法人は心身障害者(児)、中高齢者、青少年をはじめとする国民各層の健全かつ明るく豊かな生活を支援するため、精神・身体面の向上に向けて、スポーツ、レクリエーションを推奨していくことを目的とする。

(変更後)この法人は高齢者、障害者の方に対し、居宅介護事業、通所介護事業、移送事業を行い、地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

2 この法人は心身障害者(児)、中高齢者、青少年をはじめとする国民各層の健全かつ明るく豊かな生活を支援するため、精神・身体面の向上に向けて、スポーツ、レクリエーションを推奨していくことを目的とする。

埼玉県告示第九百五十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人I F E

三 代表者の氏名

山道 昌幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市大字櫛引百六番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、日本とその他のアジア諸国、アフリカ諸国との間の教育・文化・技術・医療の協力提携、並びに日本とアジア、アフリカ諸国との相互理解の推進に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第九百五十三号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第九百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越的場ショッピングセンター

川越市大字的場字五畑八百十一の二

ロ 変更の概要

店舗面積の合計

(変更前) 千六百五十六平方メートル

(変更後) 千九百六十平方メートル

ハ 変更年月日

平成二十一年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十年七月十五日から平成二十年十一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間
平成二十年七月十五日から平成二十年十一月十七日まで

ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW新店

新座市野火止六丁目一番十二号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 一二七台

(変更後) 位置 図面省略 一二七台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 三箇所

(変更後) 位置 図面省略 三箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年三月三日

ニ 届出年月日

平成二十年七月二日

二 縦覧期間

平成二十年七月十五日から平成二十年十一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年七月十五日から平成二十年十一月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(に)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

変更に係る区域
加須市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第九百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(に)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

る。

平成二十年七月十五日

変更に係る区域
比企郡鳩山町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第九百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年六月四日

指令本整第二一七〇〇一〇三号

二 検査済証番号

平成二十年七月十日第二十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡上里町大字金久保字蓮山三五

九一、字周山三九四一、四五五、

字中道四六〇一、字大塚五五九一、

五六〇、五六一、五六二一、五

七三、字狐塚五八三一、六二三、字

向ヶ山六三九一、六四三一、六五

五一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオン株式会社

代表執行役 岡田 元也

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
熊谷小川秩父線	秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二六八番四地先から秩父市熊木町六一七二番五地先まで	平成二十年七月十五日 午前十時	平成二十年四月八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号で告示した区域の供用 延長一三六・九〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七十

五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年一月十八日

指令杉整第一九〇二一〇〇号

二 検査済証番号
平成二十年七月七日
杉整第五〇八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字杉戸字与左エ門
二六四五―四、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町大字杉戸二六四五番
地五

伊藤 政一

埼玉県選挙告示第八十二号

平成二十年四月二十七日執行の埼玉県議会議員再選挙(西第五区)につき、公職

の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十年七月十五日
埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成20年4月27日執行 埼玉県議会議員再選挙(西第五区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額(法定選挙運動費用額) 7,710,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中野英幸	所属党派	自由民主党	期間	4月11日から 5月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	堀江春彦				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費
(職 業)	屋 費
(寄 附 額)	選挙事務所費
埼玉県商工政治連盟	集合会場費
20,000円	1,021,172円
深井 明	2,800円
埼玉県議会議員	通信費
50,000円	270,540円
塩野 芳雄	400円
会社員	交通費
30,000円	980,910円
山田 恒雄	印刷費
30,000円	1,274,843円
無職	広告費
30,000円	10,336円
小島 昇一	食糧費
30,000円	391,096円
無職	泊 費
30,000円	0円
中野 末光	雑 費
30,000円	640,865円
無農	
20,000円	
白石 石一	
20,000円	
農	
20,000円	
金子 春勝	
20,000円	
商	
20,000円	
衆議院議員	
20,000円	
小島 敏正	
20,000円	

瀨川 山	亮男	会社員	100,000円				
柴山 照	彦弘	衆議院議員	100,000円				
星野 昌	弘	神職	50,000円				
村岡 敏	弘	会社員	30,000円				
星野 光	弘	富士見市議会議員	30,000円				
松野 学	茂	会社員	30,000円				
大野 松	康	衆議院議員	20,000円				
杉野 信	吾	会社員	20,000円				
星野 敬	士	富士見市議会議員	50,000円				
永富 敬	久	会社員	20,000円				
蓮実 昭	次	会社員	50,000円				
塚本 昭	美	会社員	30,000円				
関博 一	次	会社員	100,000円				
市川 一	雄	会社員	30,000円				
土屋 今	朝	会社員	20,000円				
福島 啓	充	会社員	20,000円				
英幸 幸	会	会社員	50,000円				
岸沢 七	郎	会社員	415,000円				
その他の寄附			53,600円				
その他の収入			126件				
			1,193,000円				
今 回 計			1,817,202円				
今 回 計			4,528,802円				
総 計			4,528,802円				
今 回 計			5,216,762円				
総 計			5,216,762円				

報告書受理年月日	平成20年5月9日	第1回分
----------	-----------	------

候補者氏名	八木昭次	所属党派	民主党	党	期間	4月10日から 5月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	有本和雄						

収入
主たる寄附

支出
人件費

135,000円

(氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	家 屋 費
民主党埼玉県参議院選挙区第4総支部		30,000円	選挙事務所費
細川律夫後援会		20,000円	集会会場費
民主党		500,000円	通 信 費
民主党埼玉県参議院選挙区第3総支部		40,000円	交 通 費
八木昭次後援会		530,000円	印 刷 費
その他の寄附	17件	165,000円	広 告 費
その他の収入		34,741円	文 具 費
			食 糧 費
			休 泊 費
			雑 費
今 回 計		1,319,741円	今 回 計
総 計		1,319,741円	総 計

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 20 年 5 月 9 日	第 1 回 分
-----------------	------------------	---------

候 補 者 氏 名	山 川 寿 美 江	所 属 党 派	日 本 共 産 党	期 間
出 納 責 任 者 氏 名	鈴 木 実			4月16日から 4月30日まで 第1回分

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人 家 費
岸 川 曉 (職 業) 無 職 (寄 附 額) 72,000円	選 挙 事 務 所 費 200,000円
西 原 曉 子 (〃) 職 40,000円	集 合 会 場 費 0円
浅 野 徑 子 (〃) 〃 40,000円	通 信 費 44,509円
鈴 木 誠 子 (〃) 〃 40,000円	交 通 費 0円
その他の収入	印 刷 費 496,737円
	広 告 費 22,000円
	文 具 費 4,393円
	食 糧 費 1,905円
	休 泊 費 0円

今 回 計 雑 費
 計 611,463円 今 回 計 22,319円
 総 計 611,463円 総 計 983,863円
 983,863円

報告書受理年月日	平成20年5月13日	第1回分
----------	------------	------

正 誤

埼玉県教育委員会規則第四十二号(平成十九年十二月二十五日第九百三十九号)中訂正

ページ段行 誤
 三十五 一十 「高等部」
 正

三十五 一十一 誤
 「高等部」
 正
 高等部に

三十五 一十九 誤
 「高等部」
 正
 「高等部」

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二(代表)